

# American Gift

米ドル建ゴールドマン・サックス社債/  
米国テクノロジー株式指数ファンド  
(早期償還条項付)2024-08

愛称 **アメリカンギフト**

単位型投信/海外/資産複合/特殊型(条件付運用型)

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2024.7.22]

当ファンドは特化型運用を行います。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
単位型	海外	資産複合	特殊型(条件付運用型)	債券(社債)	年1回	北米 欧州	なし	条件付運用型

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ([www.toushin.or.jp](http://www.toushin.or.jp))をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「米ドル建ゴールドマン・サックス社債/米国テクノロジー株式指数ファンド(早期償還条項付)2024-08」(以下「ファンド」ということがあります。)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年7月5日に関東財務局長に提出しており、2024年7月21日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

**T&Dアセットマネジメント株式会社**

設立年月日：1980年12月19日 資本金：11億円  
(資本金、運用純資産総額は2024年5月末日現在)

<照会先>

電話番号：03-6722-4810 インターネットホームページ：<https://www.tdasset.co.jp/>

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第357号  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：11,447億円

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**三井住友信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色

● ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する米ドル建債券\*<sup>1</sup>(以下「ゴールドマン・サックス外債」ということがあります。)に投資し、原則として設定日から約5年後のゴールドマン・サックス外債の満期償還時まで保有します。ただし、ファンドが繰上償還された場合や、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、満期償還時まで保有しない場合があります。

\*<sup>1</sup> ジャージー籍のゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

● ファンドは、設定来の1万口当たりの基準価額が別に定める一定の水準以上となった場合、安定運用に移行して繰上償還となります。

「別に定める一定の水準」は、P.7またはP.14をご参照ください。

● ゴールドマン・サックス外債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、原則として銘柄入替は行いません。

● ゴールドマン・サックス外債においては、参照指数\*<sup>2</sup>の累積収益率に基づき決定される収益(以下「実績連動収益」といいます。)が支払われます。実績連動収益は、ゴールドマン・サックス外債の満期時に額面金額とともに支払われます。

\*<sup>2</sup> 参照指数は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーを務める米国テクノロジー株式指数(ナスダック100<sup>®</sup>指数先物にボラティリティ・コントロールを適用した指数)です。

● 実績連動収益は、米国テクノロジー株式指数の累積収益率に基づき決定され、累積収益率がマイナスの場合は、実績連動収益はゼロとなります。

● ゴールドマン・サックス外債は、割引債として発行されます。

● 米国テクノロジー株式指数の実質的な投資対象は、株価指数先物です。

● 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ファンドは「特化型運用」を行います。一般社団法人投資信託協会の規則において、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いものは、特化型ファンドと定められています。支配的な銘柄とは、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合)が10%を超えるまたはを超える可能性の高い銘柄をいいます。

ファンドはゴールドマン・サックス社債に限定して投資を行いますので、当該債券の発行体等が経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態に陥った場合や破綻した場合、大きな損失が発生することがあります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

米ドル建ゴールドマン・サックス社債／米国テクノロジー株式指数ファンド(早期償還条項付)2024-08(以下「当ファンド」)は、T&Dアセットマネジメント株式会社(以下「使用権者」といいます。)またはその関連会社により運用されており、使用権者の商品です。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC(以下「使用許諾者」といいます。)の日本およびその他の国において登録された商標です。使用許諾者の商標は、使用許諾者の使用許諾により使用されています。使用許諾者およびその関連会社(以下「GS」といいます。)は、使用権者またはその関係もしくは関連する会社もしくは当ファンドを含みますがこれに限られない金融商品、投資信託もしくは指数と、何らの関係、関与または関連がありません。GSは、当ファンドの設定または販売に責任を負わず、また参加していません。GSおよびその使用許諾者は、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資または当ファンドが市場一般もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、当ファンドの保有者または公衆に対し、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。使用許諾者と使用権者の関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。GSは、当ファンドの価格または金額、当ファンドの発行または販売の時期、当ファンドを現金化し、引き渡しまたは償還する(場合によります。)ための等式の決定または計算に、責任を負わず、また関与していません。使用許諾者は、当ファンドの管理事務、マーケティングまたは取引に関して義務および責任を負いません。投資商品が、正確に指数実績を追跡すること、または投資リターンを提供することについて、保証はありません。使用許諾者は投資助言者ではなく、そのため、いかなる有価証券についても購入、売却または保有の推奨を行わず、また投資助言も行っておりません。GSは、当ファンドを支持し、承認し、スポンサーとなり、または販売促進することではなく、当ファンドまたは他の金融商品および使用権者もしくはその関連会社の当ファンドに投資することを推奨することはありません。

- 参照指数は、Goldman Sachs International(以下「参照指数スポンサー」といいます。)が開発したアルゴリズムに基づき設計・運営されています。参照指数スポンサーは、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関して裁量を行使することはありません。
- 参照指数における各構成要素のウェイトまたは数量は、予め定められたルールに基づいて運営されるアルゴリズムを適用することにより、リバランス日に決定されます。参照指数は、参照指数に内在するリターンを超えてリターンを拡大するようなアクティブ・マネージド型ではありません。アクティブ・マネージド型の商品では、市場、政治、金融等の要因を考慮して、速やかに投資額を調整することがあり、そうでない商品よりも、それらの要因に直接的かつ適切に対応できる可能性があります。参照指数においては、このような調整は行われず、アルゴリズムに基づいて、リバランス日に各構成要素のウェイトまたは数量がリバランスされます。
- 参照指数の運営および／または潜在的なリターンに関する説明および過去の分析(「バックテスト」)またはその他の統計的分析の資料が提供されることがありますが、参照指数の運営が開始される前に運用成績を推計するためのシミュレーション分析と仮想状況に基づくものです。そのため、参照指数に関連して提供されるそれら資料またはそれらの分析に基づく仮想シミュレーションで予測されている過去のリターンは、参照指数の運用成績を反映するものではなく、参照指数の運用成績またはそのリターンを確認または保証するものではありません。さらに、参照指数のバックテストは、第三者により参照指数スポンサーまたはその関連会社(以下、個別にまたは総称して「ゴールドマン・サックス」といいます。)に提供された情報を基礎としています。ゴールドマン・サックスは、当該情報やデータの正確性や完全性について独自の検証をしておらず、かかる正確性や完全性について保証しません。また、ゴールドマン・サックスは、当該情報、データまたはバックテストに不正確、不完全、欠落または誤りがあった場合においても一切の責任を負いません。
- 参照指数の計算には、仮想的なコストの控除が含まれており、参照指数の水準を下落させる要因となります。かかる控除は、一定のサービシング・コストおよび／または取引コストを合成的に反映することを意図しています。かかる参照指数のコストは、予め決定された利率を参照して計算され、該当する構成要素またはその要素に対する投資を行った場合に生じる実際のまたは実現したサービシングコストおよび取引コストの水準を必ずしも反映するわけではありません。ゴールドマン・サックスは、参照指数に含まれるコストが、ゴールドマン・サックスにより行われるヘッジ取引に係る実際のサービシングコストまたは取引コストを上回る場合、利益を得ることとなります。
- 参照指数は、NASDAQ100指数先物のローリング戦略(以下「参照資産」といいます。)に対するボラティリティのコントロールされた想定エクスポージャーを提供することを目的としたボラティリティ調整機能を有します。これは、予め定められたボラティリティ・ターゲットに対応する参照資産の過去の実現ボラティリティに基づき、参照資産に対する参照指数のエクスポージャーを増減させることによって達成されます。参照資産の実現ボラティリティの増加は、参照資産に対する参照指数のエクスポージャーを減少させることがあり、その逆もまた同様です。参照資産の将来の実現ボラティリティは、参照資産の過去の実現ボラティリティと異なる可能性があるため、参照資産のウェイトおよび参照指数のパフォーマンスは、過去の実現ボラティリティではなく将来の実現ボラティリティに基づいて計算される場合、異なる結果となる可能性があります。参照指数のボラティリティ・コントロール戦略は、構成要素に対するボラティリティのコントロールされた想定エクスポージャーを提供することを目的としていますが、かかる戦略が、参照指数の実際のボラティリティを予め定められたボラティリティ・ターゲットと等しくさせることに成功する保証はなく、その結果、参照指数のパフォーマンスに重大な悪影響を与える可能性があります。
- 参照指数計算代理人または参照指数スポンサーは、参照指数、その算出手法、その計算、参照指数に含まれるあらゆるデータもしくは情報、参照指数に基づくあらゆるデータもしくは情報、参照指数一般規定または参照指数条件補足書について、その品質、正確性または完全性を保証しません。いかなる場合においても、参照指数計算代理人または参照指数スポンサーは、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、(契約、不法行為その他によるかを問わず)いかなる者に対しても何ら責任を負いません。
- Nasdaq®およびNASDAQ-100 INDEX®は、Nasdaq, Inc(以下、その関係会社と合わせて「ナスダック」といいます。)の登録商標であり、T&Dアセットマネジメント株式会社は、その使用を許諾されています。ナスダックは、米ドル建ゴールドマン・サックス社債／米国テクノロジー株式指数ファンド(早期償還条項付)2024-08(以下、「当ファンド」)の適法性および適格性について保証するものではありません。当ファンドは、ナスダックによって設定、承認、販売または販売が促進されるものではありません。ナスダックは、当ファンドに関していかなる保証も行わず、また、いかなる責任も負担しません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

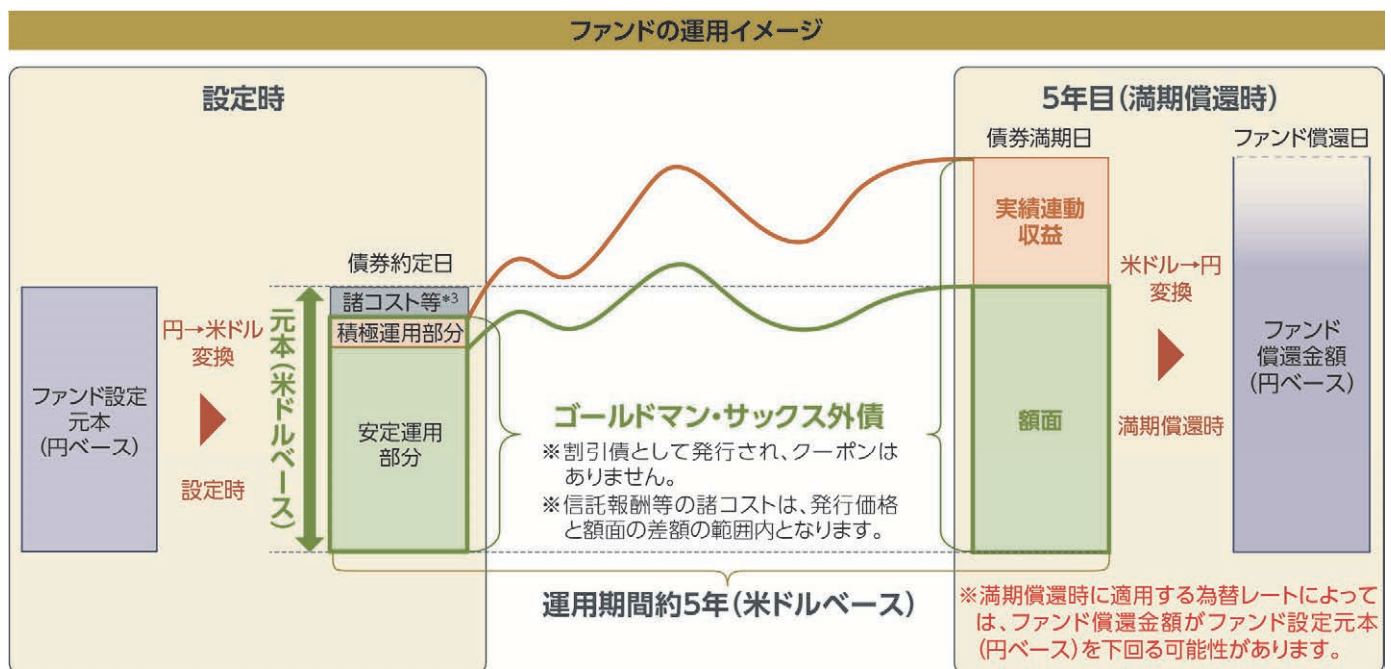
## ゴールドマン・サックスが発行する米ドル建社債(約5年)への投資を通じて米ドルベースでの元本確保を目指します。

- ファンドはゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する米ドル建債券\*1を高位に組み入れ、満期まで保有することで約5年後の償還時に米ドルベースでの元本確保\*2を目指します。

※米ドルベースでの元本確保とは、円建の当初の投資金額を米ドル換算した投資元本を償還時に確保することをいいます。

※元本に購入時手数料は含みません。

※ゴールドマン・サックス外債に対する為替ヘッジは行いませんので、ファンド償還時の為替レートによっては円での投資金額を下回る可能性があります。



※ 実績連動収益はゴールドマン・サックス外債の満期償還時に額面金額とともに支払われます。実績連動収益に基づく収益はファンドの償還金額に含まれます。

- \*1 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。
- \*2 信託期間中にファンドを換金した場合や投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、米ドルベースでの元本を確保できないことがあります。
- \*3 諸コスト等とは信託報酬およびその他費用等です。

上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

### 注意事項

投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、額面金額を確保できない場合があります。信託期間中にファンドを換金した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が額面金額を下回る場合があります。額面金額に購入時手数料は含みません。

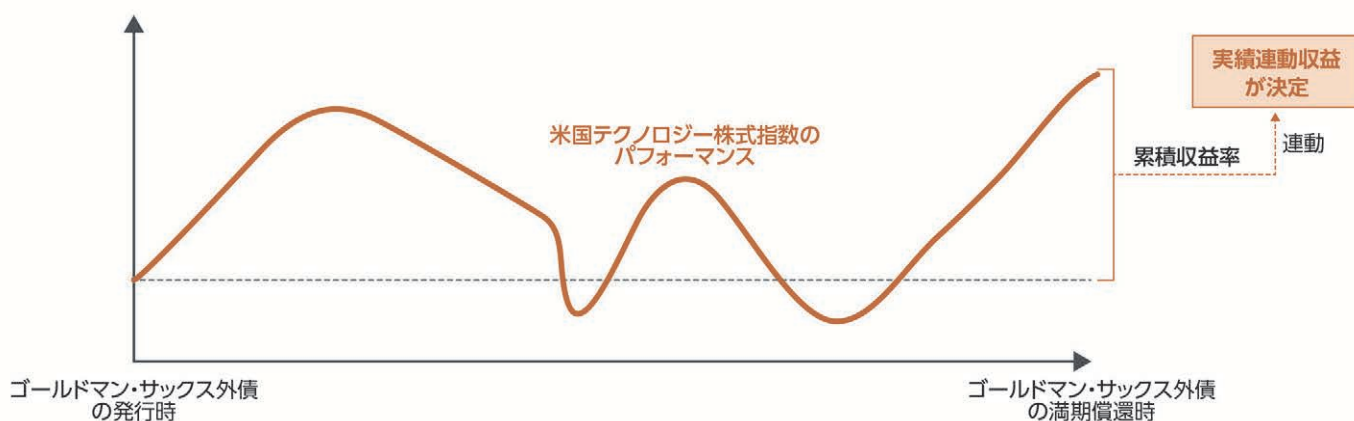
資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## 社債の満期償還時に「米国テクノロジー株式指数」に連動する超過収益の獲得を目指します。

- ゴールドマン・サックス外債は満期償還時に米ドルベースでの元本確保を目指す安定運用部分と償還額の上乗せをねらう積極運用部分からなり、積極運用部分による超過収益の獲得を目指します。超過収益は「米国テクノロジー株式指数」の累積収益率に連動します。

ゴールドマン・サックス外債の満期償還時に実績連動収益の獲得を目指します。  
実績連動収益は「米国テクノロジー株式指数」の累積収益率により決定します。

### 米国テクノロジー株式指数



※参照指数の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動収益はゼロとなりますが、マイナスにはなりません。  
※参照指数の運用開始基準日は2024年8月23日、終了基準日は2029年8月16日です。

### 「米国テクノロジー株式指数」とは？

「ナスダック100指数先物」に対して年率15%程度<sup>\*1</sup>を目標にボラティリティ・コントロール<sup>\*2</sup>を日次で適用したゴールドマン・サックス・インターナショナルが算出する指数です。

\*1 ボラティリティの目標水準は年率13~15%を想定しています。ファンド設定時の市場環境に応じて正式に決定する予定です。

\*2 ボラティリティ・コントロールとはボラティリティ(値動き)が一定水準になるように調整することです。

米国テクノロジー株式指数は戦略控除率(年率1.0%)および複製コスト/取引コストが控除されています。

「ナスダック100指数」は、米国のナスダック市場(NASDAQ)に上場する金融以外のセクターで流動性が高く時価総額が大きい100銘柄で構成される株価指数です。NASDAQは世界最大の新興企業(ベンチャー)向け株式市場であり、企業が成長した後にもNASDAQに上場を続ける企業が多く、アップル、アマゾンといったIT関連企業が数多く上場しています。

(ご参考)「ナスダック100指数」の主要銘柄 (2024年5月末現在)

1	マイクロソフト	6	メタ
2	アップル	7	ブロードコム
3	エヌビディア	8	テスラ
4	アルファベット	9	ASML ホールディング
5	アマゾン	10	コストコホールセール

時価総額が大きい10銘柄

記載の企業は参考のために例示したものです。個別銘柄を推奨するものではありません。

上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

**資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。**

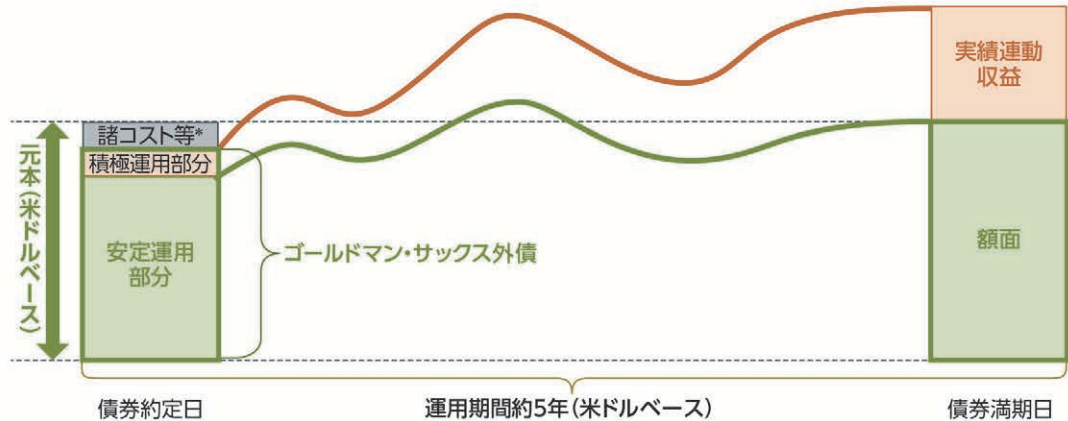
## ゴールドマン・サックス外債の仕組みについて

### 下落を抑制しながら超過収益の上乗せをねらう仕組み

ゴールドマン・サックス外債は割引債として発行されます。

ゴールドマン・サックス外債は満期償還時に米ドルベースでの元本確保を目指す安定運用部分と償還額の上乗せをねらう積極運用部分からなります。

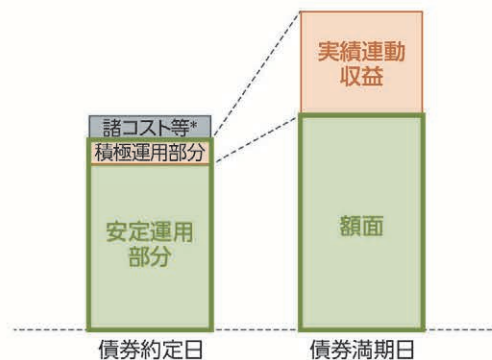
積極運用部分には参照指数(米国テクノロジー株式指数)のコールオプションの買い建てが組み込まれています。



ゴールドマン・サックス外債の満期償還時(円建に変換前)における米ドルベースの損益パターンは以下のとおりです。  
満期償還時において参照指数の5年累積収益が0%を超える場合にその収益を実績連動収益として獲得します。

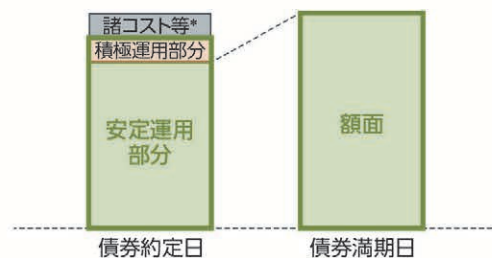
### 積極運用部分による参照指数の累積収益がプラスの場合

積極運用部分の運用において、参照指数の累積収益がプラスだった場合、米ドルベースでの額面に参照指数の累積収益(実績連動収益)が上乗せされた債券償還金額になります。



### 積極運用部分による参照指数の累積収益が0%またはマイナスの場合

積極運用部分の運用において、参照指数の累積収益が0%またはマイナスだった場合、コールオプションは無価値となり、米ドルベースでの額面が債券償還金額になります。



\* 諸コスト等とは信託報酬およびその他費用等です。

上記は、米ドルベースでの損益イメージであり、為替変動の影響は含まれていません。ファンド設定元本(円ベース)の確保をお約束するものではありません。

なお、投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、米ドルベースでの元本を確保できない場合があります。

上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ゴールドマン・サックス外債について

発行形態	償還時指数連動債
発行体	ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル
保証体	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク
年限	約5年(2024年8月23日～2029年8月23日)
利払い	なし
実績連動収益	米国テクノロジー株式指数の運用開始基準日(2024年8月23日)以降の累積収益率に概ね連動する水準

## ゴールドマン・サックスについて (2023年12月末現在)

会社名	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク
本拠地	米国 ニューヨーク
総従業員数	45,300人
純資産*	約1.642兆米ドル(約231.6兆円*)

\*1米ドル=141.04円(2023年12月末時点)で換算

# Goldman Sachs



## 世界有数の金融グループ ゴールドマン・サックス

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

## 世界で大きな影響力を持つゴールドマン・サックス

ゴールドマン・サックスは、グローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な銀行(G-SIBs(ジー・シブズ))の1つに指定されています。GSIBsは主要国の金融当局等で構成されるFSB(金融安定理事会)によって指定され、厳しい資本規制等が課されています。

### G-SIBs

影響度区分	金融機関(計29社)
4	JPモルガン・チェース
3	バンク・オブ・アメリカ シティグループ HSBC
2	<b>ゴールドマン・サックス</b> BNPパリバ 三菱UFJフィナンシャル・グループ 他7社
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ モルガン・スタンレー 他12社

2023年11月時点

影響度区分の1～5はバーゼル銀行監督委員会が定義した区分を基に、影響度が高いと判断されているものほど数値が高くなります。5に該当する金融機関は現在ありません。

出所:ゴールドマン・サックス、FSBからの情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

上記は過去の情報であり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

**資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。**

**ファンドの基準価額が一定水準以上となった場合、安定運用に移行して、繰上償還となります。**

● ファンドの基準価額が繰上償還決定の条件に達した場合、保有する債券を速やかに売却します。その後の市場環境により更なる値上がり益が得られる機会は失われます。

設定来の1万口当たりの基準価額が一定の水準以上となった場合、保有するゴールドマン・サックス外債を売却し、円建の短期公社債等に投資を行うことによる安定運用に移行して繰上償還となります。

繰上償還することが決定した場合、償還に向けて保有するゴールドマン・サックス外債を速やかに売却しますが、売却までの期間も市場変動等により、ファンドの基準価額は変動します。また安定運用に移行した後も、基準価額は繰上償還日まで変動します。そのため必ず一定水準以上の基準価額で繰上償還することをお約束するものではありません。

また償還に向けてゴールドマン・サックス外債を売却する際に適用する為替レートが米ドル安/円高に変動した場合、一定水準よりも低い水準で繰上償還となる可能性があります。

期間	繰上償還決定の条件 (ファンドの基準価額)	
設定日～1年後(～2025年8月22日)	11,500円以上	繰上償還日の基準価額(正式には償還価額)で繰上償還となります。 ※繰上償還決定日の基準価額とは異なります。
～2年後(～2026年8月22日)	12,500円以上	
～3年後(～2027年8月22日)	13,500円以上	
～4年後(～2028年8月22日)	14,500円以上	
～5年後(～2029年8月15日)	15,500円以上	
上記に該当しない場合		満期償還日(2029年9月25日)に満期償還となります。



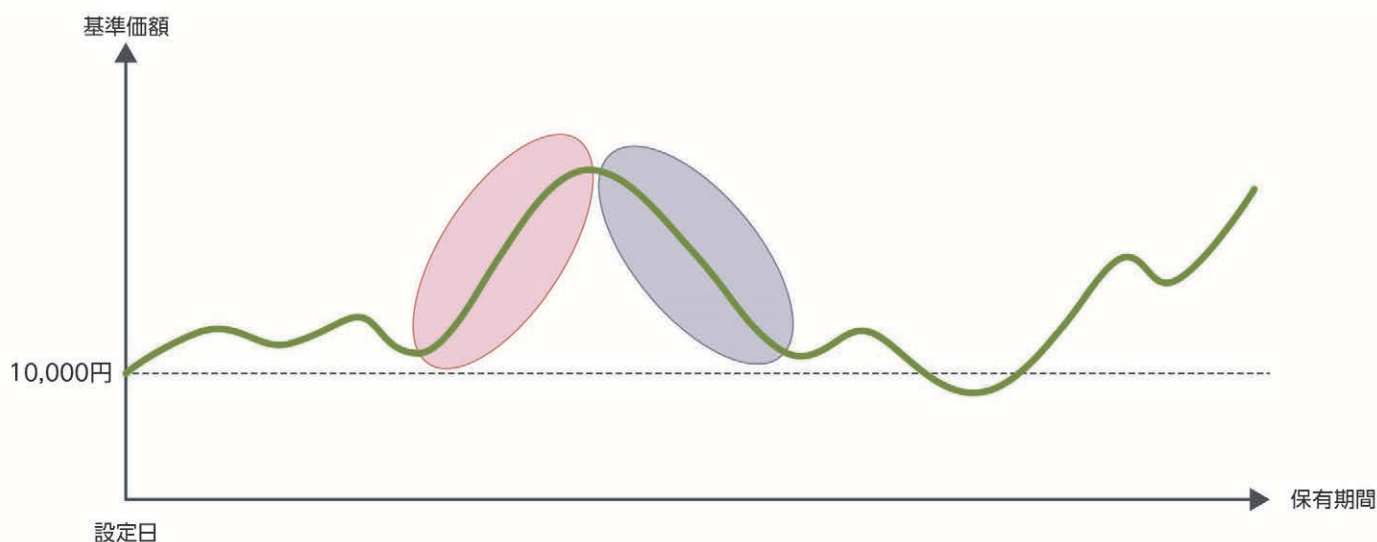
上図はファンドの償還についてのイメージ図であり、実際のファンドの値動きとは異なります。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

**資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。**



## (ご参考) ファンドの基準価額の変動要因(イメージ)

ファンドの基準価額は投資対象であるゴールドマン・サックス外債の価格および為替の変動の影響を受けます。ゴールドマン・サックス外債の価格は米ドル金利、発行体の信用リスクに加えて、期中も参照指数のパフォーマンス等の影響を受けて日々変動します。



※満期償還時にファンド設定時よりも米ドル安/円高方向に適用為替レートが変動し、為替差損が実績連動収益を上回った場合は損失を被る場合があります。損失の可能性は上記に限定されるものではありません。

### 基準価額の変動要因

		上昇要因 (債券価格の上昇)	下落要因 (債券価格の下落)
ゴールドマン・サックス外債 の価格変動	米ドル金利	低下	上昇
	発行体の信用リスク	低下	上昇
	参照指数のパフォーマンス*	上昇	下落
為替		上昇要因 米ドル高/円安	下落要因 米ドル安/円高

\*ファンドの日々の基準価額は複数の要因によって変動するため、運用開始基準日(2024年8月23日)以降の参照指数のパフォーマンスがそのまま日々の基準価額に反映されるわけではありません。

また、参照指数はナスダック100指数先物を日次でボラティリティ・コントロールして算出された指数であり、日々の基準価額はナスダック100指数の値動きに連動するものではありません。

※ファンドの基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

※上記はファンドの基準価額の変動要因と値動きの関係を示すイメージであり、上記のように推移することを示唆するものではありません。

上記はイメージであり、将来の投資成果等を示唆・保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ファンドの仕組み



## 主な投資制限

1 発行体への投資割合	ゴールドマン・サックス外債への投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券(上場投資信託受益証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 分配方針

毎決算時(9月25日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。  
分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。なお、初回決算日は2025年9月25日です。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次のとおりです。

特化型運用に伴うリスク	<p>ファンドは、特定の銘柄に集中して投資を行いますので、リスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資する投資信託と比べて大きな影響を受け、基準価額が著しく値下がりする要因となります。</p> <p>また、ゴールドマン・サックス外債の保証を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態に陥った場合や破綻した場合、当該外債の価格は大幅に下落し、または価値がなくなることがあります。これらの場合には、ファンドの一部または全部が毀損し損失を被る可能性があり、基準価額が著しく値下がりする要因となります。</p>
価格変動リスク	<p>債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合、債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。このため、当該外債の価格も、金利水準、発行体等の財務上の信用状況等の影響を受けて変動します。</p> <p>ファンドが投資するゴールドマン・サックス外債の価格は、株価指数先物を原資産とする米国テクノロジー株式指数のパフォーマンスの影響を受けます。当該外債の満期時には参照指数の累積収益率により決定される収益が支払われます。累積収益率が低下した場合、当該外債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。</p> <p>市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、ゴールドマン・サックスが資金調達を行う市場環境が悪化した場合や米国テクノロジー株式指数のパフォーマンスが低下した場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。</p>
信用リスク	<p>ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナルが発行しザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証するゴールドマン・サックス外債に投資します。発行体および保証体の信用状況が予期せぬ事態により低下した場合、基準価額が値下がりする要因となります。</p> <p>ファンドが投資している有価証券または金融商品の発行体に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。</p>

為替変動リスク	ファンドは、米ドル建の債券への投資を行いますので、為替変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。
流動性リスク	市場規模や取引量が小さい場合や市場の混乱、取引規制等のために取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 分配金に関する留意点
  - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・ 参照指数に重大な変更が生じた場合や算出が停止された場合等は、当初想定していた分配を行うことができない可能性があります。
- 大量の解約・換金申込を受付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ファンドが投資対象とするゴールドマン・サックス外債が、発行体および保証体等の債務不履行や法令、税制の変更等により早期償還となる場合、当該外債の換金後にファンドは繰上償還されます。
- ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にはリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

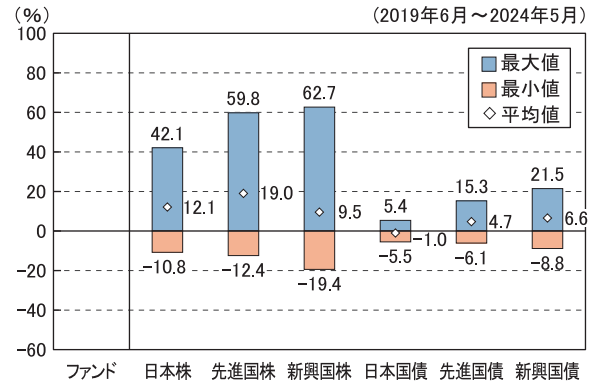
## 《参考情報》

### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

〈ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移〉

ファンドは設定前のため該当する記載事項はありません。

〈ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



※右のグラフは、2019年6月から2024年5月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記の騰落率は2024年5月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

なお、ファンドの騰落率につきましては、2024年8月に設定されるため記載しておりません。

#### ○各資産クラスの指数

- 日本株 …… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株 …… MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

#### ●指数に関して

##### ○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

###### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。

###### MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIロクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

###### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

###### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

###### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

###### JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

# 運用実績

ファンドは設定前のため該当する記載事項はありません。

- 基準価額・純資産の推移
- 分配の推移
- 主要な資産の状況
- 年間収益率の推移

※ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	1口単位（当初元本 1口＝1円）
購入価額	1口当たり1円
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差引いた額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	購入については、購入の申込期間最終日の販売会社が定める時間までにお申込みください。 換金については、原則として午後3時*までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 ただし、販売会社により異なる場合があります。 *2024年11月5日から午後3時30分となる予定です。
購入の申込期間	2024年7月22日から2024年8月22日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた米ドル建債券の換金ができなくなったとき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	2029年9月25日まで（2024年8月23日設定）
繰上償還	・投資対象とする米ドル建債券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。 ・設定来の1万口当たりの基準価額が別に定める一定の水準以上となった場合、安定運用に移行して繰上償還となります。「別に定める一定の水準」は、以下のとおりとします。 ・設定日（2024年8月23日）から2025年8月22日まで・・・11,500円 ・2025年8月23日から2026年8月22日まで・・・12,500円 ・2026年8月23日から2027年8月22日まで・・・13,500円 ・2027年8月23日から2028年8月22日まで・・・14,500円 ・2028年8月23日から2029年8月15日まで・・・15,500円 ※2029年8月16日以降は、基準価額の水準に応じた繰上償還は行いません。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	9月25日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2025年9月25日です。
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	500億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（ <a href="https://www.tdasst.co.jp/">https://www.tdasst.co.jp/</a> ）に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除の適用はありません。
申込不可日	下記のいずれかに該当する日には、換金の申込はできません。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・CMEグローベックスの休業日 ・日本の営業日かつユーロクリア・バンクが休日である日の3営業日前 ・日本の営業日かつロンドンの銀行（土日を除く）の連休の前営業日

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)を上限</b> として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、ファンドの元本総額に<b>年0.99%(税抜0.9%)</b>の率を乗じて得た額とします。                  ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。                  なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、途中換金時または償還時にファンドから支払われます。                  信託報酬＝運用期間中の元本×信託報酬率                  [運用管理費用(信託報酬)の配分] (年率・税抜)</p>		
	支払先	信託報酬率	対価の内容
	委託会社	0.44%	委託した資金の運用等の対価
	販売会社	0.44%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.02%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> <li>・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。</li> </ul> これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記と異なります。
- ・税金の取扱いについては、2024年5月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。